


所管部課	学校教育部教育総務課	部長	田村 美砂			
件名	専決処分の報告について（第五小学校の体育館内における被服破損事故）					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成31年2月18日(月)に第五小学校体育館において発生した被服破損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>事故の内容は、第五小学校の体育館内において、放課後こども教室の活動中に遊んでいた児童のズボンが、床板から飛び出していた釘に引っかかり、破れたものである。</p> <p>損害賠償額 2,052円</p> <p>【影響及び効果】</p> <p>当該事故において、相手方との和解が得られ必要な手続きが完了する。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年 2月18日（月） 事故発生</p> <p>平成31年 3月20日（水） 専決処分及び示談成立</p> <p>平成31年 4月 5日（金） 賠償金の支払い</p> <p>平成31年 4月11日（木） 保険金の補填</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理事案（検討結果等）</p> <p>平成31年第2回東大和市市議会定例会において報告したい。</p> <p>なお、賠償額については、全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填されている。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。